



曾於市

Agriculture Committee Magazine of SOO-City

農業委員会だより

令和6年3月発行(第19号)曾於市農業委員会



【南九州畜産獣医学拠点（SKLV）の研修】

主な内容

- ◇会長あいさつ..... 2
- ◇市長への政策提言..... 3
- ◇農作業別標準賃金表..... 5
- ◇曾於市賃借料情報..... 6
- ◇農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介... 7
- ◇農業者年金制度について
新規加入者の声・農業者年金受給者の声..... 8
- ◇農地転用等について・周囲に迷惑がかからない
ように管理しましょう。..... 9
- ◇認定農業者・新規就農者紹介..... 10
- ◇相続登記はお済ですか・全国農業新聞の購読 10

豊かな自然の中で
みんなが創る
笑顔輝く元気なまち



会長あいさつ



曾於市農業委員会 会長 山口 裕之

農業委員会だより第19号の発行に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

市民の皆様には、かねてから、農業委員会の活動に関しまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

曾於市農業委員会では、昨年、任期満了に伴う委員の改選が行われ、新たに選任された農業委員19人と農地利用最適化推進委員19人による新体制がスタートしました。

また、私自身も引き続き会長として再任していただき、農業委員会一丸となって、これまで以上に使命を果たしていく所存でございます。

さて、本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少や高齢化による後継者や担い手不足、自然災害等により、遊休農地の発生やそれに伴う農作物の鳥獣被害が増加していることに加え、エネルギー価格をはじめ肥料、飼料等の価格が高騰し、大変厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、国は、農地関連法等を改正し、令和5年4月から支援対象をこれまでの認定農業者等に加え幅広く多様な経営体も位置づけたほか、農地取得に係る下限面積要件の撤廃等、大きな方向転換を行いました。そして市町村は、各地域において話し合いを進めながら、地域内の農地を1筆ごとに誰が耕作するのか明確化し、10年後に目指す地域の農地利用を示した「地域計画（目標地図）」を策定することとなり、農業委員会は、アンケートや個別訪問により農業者の意向を踏まえた目標地図の素案作成の役割を担うこととなりました。

このほか、所有者不明土地の解消に向けて、令和6年4月から相続登記の申請が義務化され、令和7年4月からは、農地の売買・貸借の方法が従来の基盤法（農業経営基盤強化促進法）での貸借・所有権移転は廃止となり、農地法とバンク法（農地中間管理事業の推進に関する法律）によるものとなります。

また、今年の通常国会において、食料安全保障の強化などに向けて食料・農業・農村基本法の改正案及び関連法案が審議され、今後の農政の展開方向が示される見通しです。

本市農業委員会では、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などに加え、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用の最適化活動を継続し、こうした変化の中で新たな農業の展開を支え、地域資源を最大限に活用した持続可能な農業の実現に向けて皆様と共に取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

市長への政策提言



令和5年10月30日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する政策提言を市長に提出しました。

1. 経営所得安定対策事業の5年水張ルールについて

令和4年度に経営所得安定対策事業(以下「水田転作」という。)が見直され、5年に1度水張りを行わなければならない要件の追加により、農家是对応に追われているところであります。

これまで、なんとか水田転作のおかげで、飼料等を作付けし農地として保全できていたと考えますが、水田転作の5年水張ルールがこのまま進められると山間部の田において、転作を行ってきた農家が、水路管理が困難、水路が使えないなどの理由でその場所は耕作せず、さらに荒廃農地が増加することが予想されます。

水田転作は、食料自給率の調整機能を持ち、農業経営の安定を図る一方、過疎地域においては荒廃農地の増加を防止する側面を持ち合わせており、農家や土地所有者にとって、欠かせない制度であります。

については、地域の農業を守り、発展を目指すにあたり、水田転作における5年に1度の水張りルールの見直し、撤廃を近隣市町や県と連携して国へ要望していただきたいと考えます。

2. 鳥インフルエンザ対策について

令和4年、鳥インフルエンザが全国で猛威をふるい、全国26道県で84事例が発生、1,771万羽(うち鹿児島県13事例136万羽)が殺処分となりました。

養鶏農家は徹底した防疫、埋設地の確保など、あらゆる対策を講じ、防疫体制の確立に努めていますが、それでも毎年甚大な被害が出ているのが現状であります。

13年前に県から材料支給の補助がありましたが、その際導入した防鳥網等は老朽化により防疫能力が低下しており、常時補修をしながら使用していますが、飼料の高騰もあり、経営が厳しい農家も多く見られます。

については、市のみならず、県全体の養鶏農家のためにも、県を主体とした防疫対策の徹底とそれに付する費用の補助等を要望していただきたいと考えます。

3. 畜産農家への支援策について

飼料価格の高騰と子牛価格の下落という二重の厳しい経営状況に直面しており、畜産農家の意

欲低下による離農・廃業が懸念されるところであります。

国におきましては、飼料価格高騰対策や和子牛生産者臨時経営支援事業などによる支援制度も実施されているようですが、畜産農家はそれでもなお厳しい状況にあると思われます。畜産のまち曾於市の畜産農家を守っていくために、独自の政策による畜産農家支援をお願いします。

また、子牛価格の下落については、景気低迷で国産和牛の需要低下による枝肉価格の下落が要因と言われており、一過性のものではないと思われるので、国に対策を要望していただきたいと考えます。

4. 軽油引取税の免税制度について

軽油引取税の免税制度(以下「軽油免税」という。)は、農家の経済負担を軽減し、持続可能な農業経営を推進するものであります。令和 6 年 3 月までの終了が予定されているこの重要な軽油免税を継続し、新たな期限を定めることは、市内の農業生産者にとって必要不可欠な支援策となります。

軽油免税が終了すると、農家のコストが増大し、それによる生産の縮小や離農を招く可能性があります。

このため、軽油免税の延長を国に要望していただきたいと考えます。

5. 相続登記の義務化について

来年度から実施される相続登記の義務化に関しまして、一部改善及び改正を国へ要望していただきたいと考えます。

私たちの業務の一つである農地の権利移動や貸借権の設定時に、多くの農地が、手続きの複雑さなどの理由により相続がされず、放置されている状況があります。これによりその農地を買いたい・借りたいと相談があった際、未相続の場合すぐに権利移動の手続きができず、権利移動の話もなかったことになるケースも見受けられます。

すでに「時効取得」という手段もありますが、この場合、善意無過失の場合で10年で時効取得が認められますが、10年という時間の長さもですが、善意無過失である事実を証明することが大変難しいと感じています。

そこで、4 世代以上前の所有者の場合に限り、管理者が 5 年以上税金を支払っているという条件を満たした場合、その土地や建物に関する所有権を取得できることを可能とする制度の導入を要望します。

これにより、相続登記の進まない物件に対する所有権の安定や土地利用の適正化に寄与するものと考えます。また、納税者自身にとっては誠実な税金の納付が報われる環境を整備でき、公平性を保つことができるとともに、税収確保や空き家問題の解消に繋がると考えております。

6. その他

これまでに要望した、鳥獣対策、口蹄疫等の畜産に関する防疫対策、また山林を伐採した後の再造林をする際の緩衝地を設けること等については、継続した取組を要望します。

また、本市の農畜産物の流通を加速させるためにも、都城志布志道路の早期完成はもちろんですが、大隅南地区へのスマートインターチェンジの設置についても国や県に要望していただきたい。

《農地利用に関する意向調査について》

市町村において、令和 7 年 3 月末までに、【地域計画】(10年後の農地利用の姿を描いた地図)を作成することが義務付けされました。

そのため、農業委員・農地利用最適化推進委員が、農地を所有している方・利用している方に意向調査(10年後にどうしたいか等のアンケート)に伺いますので、その際はご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

令和6年度農作業別標準賃金表

令和6年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。

整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

※消費税は含まれていません。

作業の種類			区分	標準賃金	備考
一般作業			1日8時間労働	7,176円	※鹿児島県最低賃金より (時間額897円)
水田作業	荒	起	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円
	中	代	10a当たり	4,000円	
	植	代	10a当たり	6,000円	
	畦	塗	1m当たり	90円	畦塗り機使用
	田	植	10a当たり	6,500円	
	水	稲	1箱当たり	580円	
	稲刈り	コンバイン	10a当たり	16,000円	倒伏・湿田等で刈取りに支障がある場合は割増
	サ	ブ	10a当たり	3,000円	排水作業
一般畑作業	肥料	機	10a当たり	2,000円	1回当たり
	堆肥	散	10a当たり	2,500円	マニアスプレッター使用
	ロータリー	耕耘	10a当たり	4,000円	イタリアン跡地5,000円
	深耕	ロータリー	10a当たり	11,000円	
	マルチ	作業	1本当たり	2,500円	1本400m, 資材費本人負担
	同時マルチ	(テロン)	1本当たり	3,000円	1本400m, 資材費本人負担
	土壌	消毒	1缶当たり	3,000円	10a当たり1缶, 鎮圧は別途料金
	プラウ	耕起	10a当たり	4,500円	
	ブラ	ソイ	10a当たり	3,500円	
	甘	諸	10a当たり	5,000円	
飼料作業 (播種・収穫等)	トウモロコシ等	播種	10a当たり	3,500円	種子代は本人負担
	コーン	ハーベスター	10a当たり	15,000円	1ヶ所10a以上
	イタリアン	刈取	10a当たり	3,000円	
	イタリアン	集草・反転	10a当たり	1,000円	1回当たり
	イタリアン	梱包	1梱包	130円	ヘーベラー(ヒモ代を含む)
	ロール	ラッピング	1ロール	3,500円	標準(直径1m×高さ1m)
	ロール	(ラップなし)	1ロール	2,500円	標準(直径1m×高さ1m)
	ブーム	モア	1分当たり	130円	1時間当たり7,800円
有機センター堆肥散布料 (原料代含む)			2t車	13,500円～	土着菌入り有機堆肥で、土づくりを図りましょう!

☆この表の標準賃金は、市内外の農作業等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われるので、標準額を参考に両者で話し合っ、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

曾於市農業委員会事務局	☎ 0986-76-8818
大隅支所産業振興課農政商工・農業委員会係	☎ 099-482-5959
財部支所産業振興課農政商工・農業委員会係	☎ 0986-72-0938
曾於市有機センター	☎ 0986-28-8440
曾於市土壌分析室	☎ 0986-76-7347
曾於市農業公社	☎ 099-482-3765

※土づくりは土壌診断から!土壌診断(無料)をご利用ください。

曾 於 市 賃 借 料 情 報

この賃借料情報については，農家が田畑の貸し借りをする際の参考としてもらうため，令和 5 年の賃借料の情報を提供するものです。
田畑の賃借料の適正を図るため，農業委員会で情報提供するもので，賃借料については，正規の賃貸借契約手続きにより許可を受け，
この賃借料情報を参考として，賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

		平均額	最低額	最高額		平均額	最低額	最高額
末吉地区	田	8,400円	1,100円	24,000円	普通畑	8,100円	2,000円	17,400円
					飼 料	7,600円	1,200円	11,400円
					茶	14,900円	12,600円	20,900円
大隅地区	田	8,700円	800円	60,000円	普通畑	9,000円	2,100円	19,700円
					飼 料	6,900円	2,900円	12,900円
					茶	13,200円	9,600円	20,000円
財部地区	田	8,500円	1,900円	30,000円	普通畑	8,700円	3,300円	11,500円
					飼 料	8,000円	2,700円	10,100円
					茶	18,800円	9,500円	30,900円

※ 100 円未満切捨て算出。

曾於市農業委員・農地利用最適化推進委員 名簿

(任期 令和5年7月20日から令和8年7月19日まで)

○農地に関するご相談・お問い合わせは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局まで！

末吉地区 (農業委員会 事務局 ☎ 0986-76-8818)



山口 裕之 末永 美文 高岡 俊彦 迫 将嗣 小島 文哉 三嶋 里香 長野 浩子 濱田 實



中村 智明 光行 純市 新田 栄博 柳田 大輝 伊達 浩平 竹下 友子 今西 太一 薄窪 剛志

大隅地区 (大隅支所産業振興課農政商工・農業委員会係 ☎ 099-482-5959)



大口 徳明 池之上 三好 荻迫 純明 酒匂 孝一 八木 強 岩村 秀男 伊地知 輝男



窪田 則秋 永田 幸八郎 新留 博文 遠矢 忍 豊永 峯雄 領家 一己 小濱 光

財部地区 (財部支所産業振興課農政商工・農業委員会係 ☎ 0986-72-0938)



吉満 忠吉 小倉 範房 柿木 伸幸 片平 敏生



鬼丸 純一 橋口 まゆ 田中 正美 本村 雄太



農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入できます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。
「特例保険料」は、政策支援（下記表参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

- ※ 政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。
- ※ 令和4年から、**「保険料納付下限額の引き下げ」、「受給開始時期の選択肢の拡大」**及び**「加入可能年齢の引き下げ」**など、制度が一部見直されています。詳しくは農業委員会事務局またはお近くのJAへお問い合わせください。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の受給額（年額）の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 月額	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
30歳	30年	2万円	720万円	53万円	45万円	1,140万円	1,216万円
40歳	20年	2万円	480万円	31万円	27万円	675万円	720万円
50歳	10年	2万円	240万円	14万円	12万円	301万円	321万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以上の予定利率が0.70%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92.0歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済活動により上下します。制度発足以降の20年間（令和3年度まで）の運用利回りの平均は年率2.94%です。

○新規加入者の声



丸野 智章さん・真伊さん（末吉町南之郷）

丸野さんは、現在ご夫婦で甘藷14ha、大根1ha、ジャガイモ40aを栽培し、農業経営をされています。農業者年金には令和4年の12月にご夫婦で加入されました。近所の農業委員と推進委員の勧めもあり、将来の備えになると思い加入したと教えてくださいました。

○農業者年金受給者の声



高岡 俊彦さん（末吉町南之郷）

高岡さんは、昭和53年から養鶏農家（ブロイラー）としてご夫婦で農業経営されています。農家はサラリーマンのように退職金がないので老後の備えのために加入してきた。旧制度で脱退一時金を受け取ったがそのまま積み残していれば年金が倍だったかもと笑顔で話されました。農業者年金は農家にとってとてもいい制度なので若い農家に勧めていきたいとおっしゃっていました。

農地の転用には



許可が必要です!

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外にすることです。例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、自分の土地であっても、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。また、転用許可は全ての農地が対象となり、登記地目が田・畑でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、本庁の農業委員会事務局、大隅支所・財部支所の産業振興課農政商工・農業委員会係で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

○自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する ○自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

○住宅・畜舎などを建築するため農地を買う・借りる ○他人名義の農地を購入し、杉・クヌギなどを植林する
○資材置場、駐車場などとして利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法の違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下の（法人は1億円以下）の罰金となります。

無断転用の土地を有している場合、
今後新たな農地取得（貸し借りも含む）や、
転用の申請を保留にする場合がありますので、
速やかに無断転用の是正を行ってください。

周囲に迷惑がかからないように 管理しましょう!

近年、耕作放棄地が増加傾向にあり、特に夏場には、荒れた農地周囲の農業者等から多くの相談・苦情が寄せられています。農地法第2条の2の規定では、「農地所有者等は、当該農地を農業上の適正かつ効率的な利用確保に努めなければならない。」とされています。

認定農業者紹介



豊永 誠一郎さん

大隅町笠木の豊永誠一郎さんは、甘藷18ha、大根20ha、水稻3ha、また新たに昨年から加工用かぼちゃ5haの栽培を始められ、両親と従業員1人、研修生の5人の合計9人で農作業に従事されています。

皆様においしく、安心して食べてもらえる作物を届けるために、日々試行錯誤しながら頑張っておられます。



新規就農者紹介



和泉 宏太郎さん

大隅町坂元の和泉宏太郎さんは、高校卒業後鹿児島市で介護関係の会社に5年余り勤務されましたが、幼少期から和牛の飼育に興味があり、祖父から父へと受け継いでこられた経営を引き継ぐため帰省され令和5年1月に就農されました。

現在は、ご両親と3人での家族経営で飼育頭数70頭中、18頭を任されています。昨年人工受精士資格も取得し、牛の受胎率の向上に努めています。また来年春には、別に畜舎を建設し、宏太郎さん所有を50頭に増頭し、経営安定に意欲を持たれています。



《相続登記はお済ですか？》

★令和6年4月1日から、相続登記が義務化されます。

農地の所有者が亡くなると、その農地を相続する方の名義にするために、『相続登記』が必要です。相続登記をせずにそのままにしておくと、仮に所在不明の相続人がいた場合、すぐに相続の手続きができずに、相続分を確定することが困難になります。

また、多くの時間が経過してしまうと「誰が相続人になるのか。」など、その調査だけで相当の時間を費やし、相続登記費用も高額になってしまいます。未相続農地の場合、農地を貸したい・売りたいと思ったときに、すぐに対応できない事態となりますので、速やかに相続の手続きを行ってください。

“全国農業新聞”の購読を!

全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している“農業者のための情報誌”です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行 定価 月700円 (送料を含む)

末吉地区

(農業委員会 事務局 ☎ 0986-76-8818)

大隅地区

(農政商工・農業委員会係 ☎ 099-482-5959)

財部地区

(農政商工・農業委員会係 ☎ 0986-72-0947)

申し込みは…

農業委員会事務局・各支所産業振興課
農政商工・農業委員会係へ
お声掛けください。